

参議院常任委員会調査室・特別調査室

| | |
|------------|---|
| 論題 | 刑法等の一部改正案 －罪を犯した者の処遇の充実と侮辱罪の法定刑の引上げ－ |
| 著者 / 所属 | 高津戸 映・高橋 陽子 / 法務委員会調査室 |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338 |
| 編集・発行 | 参議院事務局企画調整室 |
| 通号 | 449号 |
| 刊行日 | 2022-9-9 |
| 頁 | 14-25 |
| URL | https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220909.html |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

刑法等の一部改正案

— 罪を犯した者の処遇の充実と侮辱罪の法定刑の引上げ —

高津戸 映

高橋 陽子

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 背景・経緯
3. 両法律の概要
4. 主な国会論議
5. おわりに

1. はじめに

令和4年6月13日、「刑法等の一部を改正する法律案」（閣法第57号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」（閣法第58号）が参議院本会議で多数をもって可決、成立した（同年6月17日公布）。

本稿は、両法律案の提出の経緯及びその概要並びに主な国会論議について整理したものである。

2. 背景・経緯

（1）処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）に基づいて定められた「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）では、「法務省は、少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方についての法制審議会の答申が得られたときには、それを踏まえて所要の措置を講じる。」とされた。

また、平成27年6月に成立した「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）の附則第11条で、選挙権年齢等の引下げに伴って、少年法等の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされたことや、民法の成年年齢の18歳への引下

げ¹に向けた具体的な準備が開始されること等を踏まえ、法務省は、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する検討を開始し、平成28年12月に報告書²を取りまとめた。報告書では、少年法適用対象年齢引下げの是非について賛否両論が併記されているほか、18歳、19歳の者を含む若年者等を対象として検討が必要となる刑事政策的措置についてまとめられた。

平成29年2月、法務大臣から少年法の適用対象年齢の引下げや犯罪者に対する処遇の在り方についての諮問（諮問第103号）を受けた法制審議会は、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会を設置し、同部会は令和2年9月、罪を犯した18歳及び19歳の者の刑事司法制度上の取扱い及び犯罪者処遇を一層充実させるための法整備等の在り方を内容とする取りまとめを行った。同取りまとめは翌10月、法制審議会総会において報告がなされ、審議・採決の結果、取りまとめに基づく答申案が全会一致で原案どおり議決され、法務大臣に答申が行われた³。

（２）侮辱罪の法定刑の引上げ

近年、インターネット上において、誹謗中傷を内容とする書き込みが行われる事案が少なからず見受けられる。令和2年5月、テレビ番組での言動をめぐりSNSで誹謗中傷を受けたプロレスラーが亡くなり、令和3年7～9月に開催された東京五輪・パラリンピックでも選手に対する悪意に満ちた書き込みが相次いだ⁴。

このような誹謗中傷は、容易に拡散する一方で、インターネット上から完全に削除することが極めて困難となる。また、匿名性の高い環境で誹謗中傷が行われる上、先行する書き込みを受けて次々と書き込みがなされるタイムライン式のSNSでは、過激な内容を書き込むことへの心理的抑制が働きにくく、その内容が非常に先鋭化することとなる。インターネット上の誹謗中傷は、このような特徴を有することから、他人の名誉を侵害する程度が大きくなりやすいなどとして、重大な社会問題となっていると指摘されていた⁵。

誹謗中傷が行われた場合、刑法の名誉毀損罪（第230条）又は侮辱罪（第231条）に該当し得ることになる。インターネット上、とりわけSNSにおける特定個人に対する集中的な誹謗中傷では、少数の者が事実を摘示して誹謗中傷を行い、多数の者がそれに便乗して事実の摘示なしに誹謗中傷を行う傾向があるため、「事実を摘示」したことが要件となっている名誉毀損罪に該当し得る場合は少なく、侮辱罪で処理せざるを得ない場合が多い。しかし、侮辱罪の法定刑は刑法の罪の中で最も軽い「拘留又は科料」とされており、公訴時

¹ 平成30年6月、「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）が成立し、同法の施行日となる令和4年4月1日から民法における成年年齢は18歳に引き下げられた。

² 法務省「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書（平28.12）

³ 答申のうち、罪を犯した18歳及び19歳の者の刑事司法制度上の取扱いについては、第204回国会において、18歳及び19歳の者を「特定少年」と位置付けて少年法の適用対象としつつ、その適用において特例規定を整備すること等を内容とする「少年法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第47号）が令和3年5月に成立、公布された。同法に関する論点等については、高津戸映「少年法等の改正—「特定少年」に関する特例規定の整備—」『立法と調査』第441号（令3.12）を参照願いたい。

⁴ 『日本経済新聞』（令3.9.25）

⁵ 法制審議会刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会第1回会議（令3.9.22）議事録4～5頁

効は最も短い1年（刑事訴訟法第250条第2項第7号）であるため、被害に対して法定刑が軽すぎるとの批判⁶とともに、公訴時効が短く、特にインターネット上の誹謗中傷の場合は加害者の特定に時間を要することが多いため⁷、刑事責任追及の壁となっている⁸との指摘がされていた。

深刻化するインターネット上の誹謗中傷対策として、法務大臣は令和3年9月16日、法制審議会に侮辱罪の法定刑の引上げを内容とする要綱（骨子）について諮問した（諮問第118号）。この諮問を受けて法制審議会に設置された刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会（以下「侮辱罪関係部会」という。）において議論が行われた後、10月6日、要綱（骨子）のとおりに法整備をするのが相当である旨、法制審議会総会に報告することが決定された。同月21日には、法制審議会総会に報告され、賛成多数をもって原案どおり採択され、法務大臣に答申が行われた。

（3）両法律案の提出

令和4年3月8日（第208回国会）、政府は、（1）及び（2）を踏まえ、「刑法等の一部を改正する法律案」（閣法第57号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」（閣法第58号）を衆議院に提出した。

3. 両法律の概要

（1）刑法等の一部を改正する法律

本法律は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げるものであり、その主な内容は次のとおりである。

ア 罪を犯した者の施設内・社会内処遇のより一層の充実

（ア）拘禁刑の創設

懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑を創設する。拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

（イ）執行猶予制度の拡充

⁶ 『読売新聞』（令3.9.17）、『朝日新聞』（令3.10.17）等

⁷ 『産経新聞』（令3.10.22）

なお、令和3年4月、インターネット上の誹謗中傷を受けた被害者の迅速な救済に向け、匿名の投稿者を特定しやすくする改正プロバイダ責任制限法（正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第27号））が成立した。現行では、投稿者の特定に手続が2回必要（①サイトの運営業者に、IPアドレス等の開示を請求、②プロバイダに、そのIPアドレスを使った人物の名前等の開示を請求）だが、新たな裁判手続を創設し、1回で完結するよう改める。令和4年10月1日に施行される。

⁸ 『日本経済新聞』（令3.5.24）

- a 再度の刑の全部の執行猶予の言渡しについて、それが可能な宣告刑の上限を1年から2年に引き上げるなど、対象者の範囲を拡大する。
- b 猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がなされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、猶予された当初の刑を執行することができる。

(ウ) 施設内・社会内処遇に関する規定の整備

- a 処遇要領は、できる限り速やかに、矯正処遇の目標並びに作業・指導ごとの内容及び方法をできる限り具体的に記載して定めるものとする。
- b 再び保護観察付執行猶予を言い渡された者について、少年鑑別所による鑑別を行うなどして再犯の要因を的確に把握し保護観察を実施する。
- c 受刑者・保護観察対象者等について、刑事施設の長等による被害者等から聴取した心情等を踏まえた指導等に関する規定を整備する。

イ 侮辱罪の法定刑の引上げ等

侮辱罪の法定刑を「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮⁹若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げる。

政府は、本規定の施行後3年を経過したときは、その施行の状況について、外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする¹⁰。

ウ 施行期日

| | | |
|---|---------------------------|---|
| ア | (ア) (イ) a、b (ウ) a、b | 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
| | (ウ) c | 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
| イ | | 公布の日から起算して20日を経過した日から施行する ¹¹ 。 |

(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

本法律は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整理等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- ア 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなど所要の整理等を加える。
- イ 所要の経過措置を定める。
- ウ 刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

⁹ 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日からは「懲役若しくは禁錮」は「拘禁刑」となる。

¹⁰ 衆議院において修正が行われ、附則に追加された。

¹¹ 令和4年7月7日、施行された。

4. 主な国会論議

(1) 処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入

ア 拘禁刑を創設する意義及び効果

拘禁刑を創設する意義及び効果について、法務省は「近年、刑罰の目的の一つである受刑者の改善更生、再犯防止の重要性についての認識が高まってきている。現行法においては、懲役か禁錮かという刑の種類によって作業を行わせるか否かは異なるが、作業は重要な処遇方法であるから、それを行わせるか否かが刑の種類という形式的な区分によって定まるものとするのではなく、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導とをベストミックスした処遇を行うことができるようにすることが重要である。そこで、個々の受刑者の特性に応じた処遇を可能として、一層の改善更生、再犯防止を図る観点から、現行法の懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置する、改善更生を図るため必要な作業を行わせ又は必要な指導を行うことができると規定することとするものである。これにより、例えば、教育を十分に行うべき若年者に対しては、作業を大幅に減らしたり作業を全くさせずに改善指導、教科指導を行うことが可能となったり、高齢者や障害者についても同様にその特性に応じた作業以外の改善指導を行うことが可能となるなど、より一層個々の受刑者の特性に応じたきめ細やかな処遇が可能になると考えている」旨答弁した¹²。

イ 再度の刑の全部執行猶予を言い渡すことができる刑期の上限を2年に引き上げる趣旨

再度の刑の全部執行猶予を言い渡すことができる刑期の上限を2年に引き上げる趣旨について、法務省は「現行法上、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる刑期の上限は1年とされ、1年を超える刑期の場合にはいわゆる実刑に処さなければならないこととされている。しかし、執行猶予の期間内に再犯に及んだ者について、1年を超える刑期とする場合であっても、改善更生、再犯防止を図る観点からは実刑に処するよりも再度の執行猶予を言い渡して社会内処遇を続けさせる方が適当な場合もある。そのため、裁判所の処分の選択枝の幅を広げてより適切な処遇ができるようにする観点から、猶予の期間内に再犯に及んだ者について、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる刑期の上限を引き上げることが必要であると考えられる。もっとも、執行猶予の言渡しを受けた者は言わば再犯に及んではならないとの警告を受けていたのであり、それにもかかわらずあえて猶予の期間内に再犯に及んだ以上、その行為責任は執行猶予の言渡しを受けていない者よりも重いのであり、再度の執行猶予に対する安易な期待を与えるべきではないと考えられることからすると、刑期の上限を初度の刑の全部の執行猶予の場合と同じ3年にまで引き上げることは相当でないと考えられる。そこで、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる刑期の上限を1年から2年に引き上げ、刑期が2年以下の場合には再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるようにするものである」旨答弁した¹³。

¹² 第208回国会参議院法務委員会会議録第14号2頁（令4.5.24）

¹³ 第208回国会参議院法務委員会会議録第14号13頁（令4.5.24）

ウ 執行猶予期間満了後の刑の執行の仕組みの導入により期待される効果

執行猶予期間満了後の刑の仕組みを導入することにより期待される効果について、法務省は「現行法上、執行猶予の期間内に再犯に及んだことに基づいて執行猶予の言渡しを取り消すためには、猶予の期間内に有罪判決が確定することが必要とされている。もともと、執行猶予制度の趣旨は、執行猶予の言渡しの取消しによる心理的強制により改善更生、再犯防止を図ることにあるところ、犯罪の発生から判決が確定するまでに一定の期間を要することに照らすと、猶予の期間の満了が近づくにつれて、再犯に及んでも執行猶予の言渡しを取り消されない可能性が高まることとなり、執行猶予の趣旨、機能が全うできないことになりかねない。そもそも、執行猶予制度の趣旨に鑑みれば、猶予されていた当初の刑を執行すべきかどうかを判断する上で重要なのは、再犯についての有罪判決が猶予の期間内に確定したことでなく、猶予の期間内に再犯に及んだことであると考えられる。そこで、今回の法改正は、刑の執行猶予期間の経過後にもその刑の執行ができるようにするものであり、これにより、猶予の全期間を通じて執行猶予の言渡しの取消しによる心理的強制により改善更生、再犯防止を図るといふ執行猶予制度の機能が十全に発揮されることになるものと期待している」旨答弁した¹⁴。

エ 処遇要領の策定に関する改正内容と具体的な処遇内容

処遇要領の策定に関する改正内容について、法務省は「個々の受刑者の特性に応じた処遇を行うことを一層徹底するため、受刑者の矯正処遇の目標及びその内容等を定める処遇要領についてできる限り具体的に記載する」ことや、「受刑者の処遇要領は刑の執行後できる限り早期に策定する」ことが挙げられる旨答弁した¹⁵。

また、具体的な処遇内容について、法務省は「例えば、学力の不足により社会生活に支障があるなど教科教育等を十分に行うべき若年の受刑者には学力向上のための指導を中心とした処遇を実施したり、依存症などの問題性を抱える受刑者に対しては、その問題性に着目した指導と、出所後の就労を見据えて作業を個々の特性に応じたバランスで実施するなど、柔軟な処遇を実施することを想定している」旨答弁した¹⁶。

オ 再保護観察付執行猶予者の処遇の特則を設ける趣旨

再度の保護観察付執行猶予者の処遇の特則を設ける趣旨について、法務省は「今回の改正では、再度の保護観察付執行猶予を言い渡された者に関し、再犯に結び付いた要因の的確な把握に留意して保護観察を実施しなければならない旨を明記した上で、その要因を的確に把握するため、原則として少年鑑別所の長に対して鑑別を求めるものとする規定を設けるなどの特則を設け、それまで処遇に携わった更生保護官署以外の視点を取り入れ、その問題性について多角的な分析を行って、より慎重かつ綿密な処遇方針を立てて保護観察を実施することとしている」旨答弁した¹⁷。

¹⁴ 第208回国会参議院法務委員会会議録第15号3頁（令4.6.2）

¹⁵ 第208回国会参議院法務委員会会議録第14号11頁（令4.5.24）

¹⁶ 第208回国会参議院法務委員会会議録第14号11頁（令4.5.24）

¹⁷ 第208回国会参議院法務委員会会議録第14号13頁（令4.5.24）

カ 被害者等から聴取した心情等を踏まえた指導等に関する規定を整備する趣旨

受刑者に対して被害者等から聴取した心情等を踏まえた指導等に関する規定を整備する趣旨について、法務省は「被害者等の心情を聴取してこれを伝達する制度を導入することを目指しているが、この矯正処遇を行うに当たっては、聴取した被害者等の心情を必ず考慮した上で、受刑者ごとに定める矯正処遇の実施要領を策定することになる。具体的には、改善指導において、個々の受刑者の事件の受け止め方などを踏まえながら、受刑者自身が自己の責任を自覚し、被害者等に対する慰謝の念を深められるよう、受刑者ごとに被害者等の心情等を具体的に理解させる働きかけを行うとともに、被害者等の心情等に十分考慮しながら、謝罪であったり被害弁償等の具体的な行動を促す指導を実施することになると考えている」旨答弁した¹⁸。

(2) 侮辱罪の法定刑の引上げ

ア 侮辱罪の法定刑引上げの理由、その処罰対象となる行為の範囲及び具体的内容

侮辱罪の法定刑を引き上げる理由について、法務大臣は、「我が国における近時の侮辱の罪の実情等に鑑みれば、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止するとともに、当罰性の高い悪質な侮辱行為に対する厳正な対処を可能とするためには、その法定刑を名誉毀損罪に準じたものに引き上げ、懲役、禁錮を設けることが相当であると考えている」旨答弁し¹⁹、その処罰対象となる行為の範囲について、「今回の法改正は、侮辱罪について法定刑を引き上げるものであり、構成要件は変更しておらず、処罰対象となる行為の範囲は全く変わらない」旨答弁した²⁰。

また、侮辱罪の処罰対象となる行為の具体的内容に関し、法務大臣は、「具体的にいかなる行為が侮辱罪における侮辱に該当するかは、収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であり、一概に基準として示すことは困難²¹」とした上で、「近時、侮辱罪により処罰された事例の中から一つ挙げると、その被害者のツイッターアカウントに、てか死ねや、くそが、きもいなどと投稿した事案などがある」と説明した²²。しかし、衆議院の審議において、こうした説明では侮辱罪に該当する具体的行為が不明であるとして、何らかの基準等を示すよう求められた²³ことを踏まえ、法務省及び警察庁は連名による政府統一見解を示し（参考）、法務大臣が、「個別の事案の犯罪の成否については、法と証拠に基づいて最終的には司法において判断されることとなるが、侮辱罪における侮辱にいかなる行為が当たるかという一般論としての基準については、侮辱罪で有罪が確定した裁判例により、その処罰範囲の概念は明確になっている」²⁴との説明を行った。

¹⁸ 第208回国会参議院法務委員会会議録第15号2～3頁（令4.6.2）

¹⁹ 第208回国会参議院本会議録第24号5頁（令4.5.20）

²⁰ 第208回国会参議院本会議録第24号4頁（令4.5.20）

²¹ 第208回国会衆議院法務委員会会議録第14号15頁（令4.5.11）

²² 第208回国会衆議院法務委員会会議録第13号19頁（令4.4.27）

²³ 第208回国会衆議院法務委員会会議録第13号19頁（令4.4.27）等

²⁴ 第208回国会衆議院法務委員会会議録第15号5頁（令4.5.13）

参考 現行犯逮捕、侮辱罪の成否等に係る政府統一見解

令和4年5月

法務省・警察庁

現行犯逮捕、侮辱罪の成否等に係る政府統一見解

1 現行犯逮捕の基準

- 現行犯逮捕は、捜査機関において、個別具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき判断がなされるものであり、侮辱罪に限らず、あらゆるケースを想定した基準を示すことは困難である。

2 侮辱罪に係る現行犯逮捕の可否

- その上で、侮辱罪に係る現行犯逮捕の可否について申し上げる。
- まず、今般の法整備は、もとより、正当な言論活動を処罰対象とするものではない。
- 侮辱罪による逮捕に関して、今般の法定刑の引上げにより、住居不定であることなどの制限はなくなるが、それ以外の要件に変わりはない。
- 捜査機関においては、侮辱罪による現行犯逮捕について、表現の自由の重要性に配慮しつつ、慎重な運用がなされるものと承知している。
- 現行犯逮捕は、逮捕時に、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行うことができない。この要件を満たす場合には、住居不定であるなどの要件がなくても、法律上は可能となるが、犯罪であることが明白というのは、違法性を阻却する事由がないことも明白ということであり、侮辱罪については、表現行為という性質上、逮捕時に、正当行為でないことが明白といえる場合は、実際上は想定されない。

3 侮辱罪成否の基準

- 個別の事案の犯罪の成否については、法と証拠に基づき、最終的には司法において判断されることとなるが、侮辱罪にいう「侮辱」にいかなる行為が当たるかという一般論としての基準については、侮辱罪で有罪が確定した裁判例により、その処罰範囲の概念は明確になっている。
- なお、テロ等準備罪新設の際など、罰則の新設や処罰範囲の変更に際しては、犯罪の成否についてお示ししたことがあるが、これは、新設・改正する条文の文言の意義や処罰範囲の概念を明確にするために、その文言や要件を立案した趣旨としてお示ししたものである。

(出所) 法務省資料

イ 侮辱罪の法定刑の引上げによる諸規定の適用関係変更

侮辱罪の法定刑の引上げに伴い、諸規定の適用関係が変わることとなる(図表)。

(ア) 公訴時効の延長の効果

侮辱罪の法定刑の引上げに伴い、公訴時効が1年から3年に延長されることが、加害者の特定に至らずに公訴時効が経過し、泣き寝入りを強いられてきた被害者の救済につながる可能性について、法務省は、「一般論として、公訴時効期間が長くなると、その間に、行為者の特定などに時間が掛かるとしても、必要な捜査を行って起訴するに足りる

証拠を収集することができる場合はあると考えられる」旨答弁した²⁵。

(イ) 法定刑の引上げに伴う逮捕要件の緩和の影響

侮辱罪の法定刑の引上げに伴い、逮捕要件が緩和されることについては、捜査機関による恣意的な運用を可能にする懸念が指摘された²⁶。これに対し、法務大臣は、「逮捕状による逮捕及び勾留に関して、住居不定であることなどの制限はなくなるものの、それ以外の要件に変わりはなく、恣意的な逮捕等が可能になるものでもない」旨答弁した²⁷。

また、侮辱罪による現行犯逮捕の可能性の有無について、法務省は当初、「現行犯とは罪を犯したことが明らかな場合であるが、その具体的な事例が侮辱罪に該当するかどうかについては具体的な事実関係によって定まるものであるため、それを前提とした逮捕の可否については答えられない」旨答弁していた²⁸。しかし、こうした答弁が曖昧であるとして、侮辱罪による現行犯逮捕の懸念の指摘が相次いだことから²⁹、国家公安委員会委員長は、前述の政府統一見解（参考）のとおり、「現行犯逮捕は、捜査機関において、個別具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき判断されるものであり、侮辱罪に限らず、あらゆるケースを想定した基準を示すことは困難である」とした上で³⁰、侮辱罪に係る現行犯逮捕の可否について、「現行犯逮捕は、逮捕時に、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行うことができない。この要件を満たす場合には、住居不定であるなどの要件がなくても、法律上は可能となるが、犯罪であることが明白というのは、違法性を阻却する事由がないということも明白ということであり、侮辱罪については、表現行為という性質上、逮捕時に正当行為でないことが明白と言える場合は、実際上は想定されない」と説明した³¹。

図表 侮辱罪の法定刑引上げによる主な変更点

| | 現行 | 改正後 | (参考) 名誉毀損罪 |
|-------|---|--|--------------------------------|
| 法定刑 | 拘留（1日以上30日未満*1） 又は科料（千円以上1万円未満*2） | 1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金 又は拘留若しくは科料 | 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金 |
| 公訴時効 | 1年 （刑事訴訟法第250条第2項第7号） | 3年 （刑事訴訟法第250条第2項第6号） | 3年 （刑事訴訟法第250条第2項第6号） |
| 逮捕・勾留 | 一定の場合以外、できない （刑事訴訟法第199条第1項ただし書、第60条第3項） | できる （刑事訴訟法第199条第1項、第60条第1項） | できる （刑事訴訟法第199条第1項、第60条第1項） |

*1 刑法第16条 *2 刑法第17条

(出所) 法務省資料、『読売新聞』（令3.10.20）等より作成

²⁵ 第208回国会参議院法務委員会会議録第14号5頁（令4.5.24）

²⁶ 第208回国会参議院本会議録第24号2頁（令4.5.20）

²⁷ 第208回国会参議院本会議録第24号4頁（令4.5.20）

²⁸ 第208回国会衆議院法務委員会会議録第13号11頁（令4.4.27）

²⁹ 第208回国会衆議院法務委員会会議録第13号12～13頁（令4.4.27）、第208回国会衆議院法務委員会会議録第14号11頁（令4.5.11）等

³⁰ 第208回国会衆議院法務委員会会議録第15号7頁（令4.5.13）

³¹ 第208回国会衆議院法務委員会会議録第15号7頁（令4.5.13）

ウ 表現の自由に対する萎縮効果の懸念

侮辱罪の法定刑を引き上げることによって、表現の自由、言論の自由に対する萎縮効果があるとの懸念は各方面から指摘され³²、法案審議の中でも中心的に議論が行われた。特に、政治家に対する批判を侮辱罪として処罰される懸念が示されたことに対して、法務大臣は、「今回の法改正は、侮辱罪の法定刑を引き上げるのみであり、構成要件を変更するものではない。したがって、処罰対象となる行為の範囲が広がるわけではない」とし、「公正な論評といった正当な表現行為については、仮に相手の社会的評価を低下させる内容であっても、刑法第35条の正当行為として違法性が阻却されて処罰されないと考えられる。法制審議会の部会においても、捜査、訴追を行う警察、検察の委員から、これまでも表現の自由に配慮しつつ対応してきたところであり、この点については今般の法定刑の引上げにより変わることはないとの考え方が示された」旨答弁した³³。さらに、「今回の法改正は言論の弾圧につながるものでも表現の自由を脅かすものでもないと考えているが、表現の自由に対する懸念があることは真摯に受け止め、法改正の趣旨等について丁寧な説明に努めたい」旨答弁した³⁴。国家公安委員会委員長も、「警察においては、これまでも表現の自由の重要性に配慮しつつ捜査を行ってきたところであり、この点は法定刑の引上げによって変わるものではない」旨答弁した³⁵。

エ 法定刑の引上げに当たっての検討の充足性

侮辱罪の法定刑の引上げに関して、法務大臣の法制審議会への諮問から侮辱罪関係部会において答申が行われるまで1か月余り、侮辱罪関係部会の開催は2回のみという進め方が拙速に過ぎるとの指摘は審議前からあった³⁶。国会審議においてこの点をただす意見に対して法務省は、「(侮辱罪関係部会においては)全体を通じて非常に活発な議論が行われ、第2回会議において、本諮問に対する議論は尽くされたと認められたことから、全ての委員、幹事が同意した上、部会としての意見の取りまとめが行われた」旨答弁した³⁷。

また、表現の自由に関わる問題であるにもかかわらず、侮辱罪関係部会に憲法学者がいなかった点への指摘³⁸に対し、法務大臣は、「法制審議会の総会は、憲法学者が委員として任命されている。侮辱罪の法定刑の引上げに関する諮問については、まず総会において調査審議が行われた後、部会における調査審議を経て、そして改めて総会において

³² 法制審議会総会第191回会議(令3.9.16)議事録19頁(大迫委員発言部分)、日本弁護士連合会「侮辱罪の法定刑の引上げに関する意見書」(令4.3.17)3～5頁<<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220317.pdf>>(以下、URLの最終アクセス日はいずれも令4.8.30)、日本ペンクラブ声明「侮辱罪の拙速な厳罰化が言論表現の自由を脅かすことを憂慮します」(令4.4.7)<<http://japanpen.or.jp/statement20220407/>>、『朝日新聞』(令3.10.17)、『読売新聞』(令3.10.20)、『東京新聞』(令4.5.14)、『中国新聞』(令4.5.18)等

³³ 第208回国会参議院法務委員会会議録第14号5頁(令4.5.24)

³⁴ 第208回国会参議院法務委員会会議録第14号5頁(令4.5.24)

³⁵ 第208回国会参議院法務委員会会議録第15号5頁(令4.6.2)

³⁶ 『朝日新聞』(令3.10.17)、『毎日新聞』(令3.11.7)、日本弁護士連合会「侮辱罪の法定刑の引上げに関する意見書」(令4.3.17)6～7頁<<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220317.pdf>>

³⁷ 第208回国会参議院法務委員会会議録第14号25頁(令4.5.24)

³⁸ 第208回国会参議院法務委員会会議録第17号3頁(令4.6.10)

部会での議論を紹介した上で調査審議が行われ、答申案の採択に至った、という経緯であり、総会における議論は部会での議論を踏まえて憲法学者も加わった上で行われた」旨答弁した³⁹。

オ インターネット上の誹謗中傷対策強化に向けた取組

インターネット上の誹謗中傷を始めとする人権侵害を救済する体制についての質疑に対し、法務大臣は、「国、地方公共団体、プロバイダ等が様々な取組を行っており、法務省の人権擁護機関においても、プロバイダ等に対する削除要請等の調査救済活動を行っている。こうした中、一人でも多くの方を救済するためには、関連する取組を進める関係省庁やプロバイダ等による緊密な連携体制が構築されることが不可欠であるものと考えている。法務省としては、今後とも、関係省庁等と緊密に連携を取り、インターネット上の誹謗中傷による人権侵害の救済にしっかりと対応していく」旨答弁した⁴⁰。また、インターネット上の誹謗中傷に対する啓発活動の重要性について、総務大臣は「総務省では、文部科学省などと連携をし、出前講座の実施やトラブル事例集の公表などを通じて教育現場への啓発を進めているほか、SNS運営事業者などと連携をした啓発活動も行っている」旨答弁し⁴¹、文部科学大臣は、学校教育における取組等について、「学習指導要領では、小学校段階から、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動などを通じて、情報モラルを確実に身に付けさせることとしている。また、教員の指導力向上を図る目的として、ICT活用に関する指導者研修や情報モラルセミナーの実施、教員向け指導資料やeラーニングのコンテンツの提供などの取組を行っている。あわせて、文部科学省では、保護者等を対象として関係省庁や関係事業者とも連携しながら、インターネットに関する講座やシンポジウムなどを実施し、SNSの正しい利用方法等の普及啓発に取り組んでいる」旨答弁した⁴²。

このほか、インターネット上などの侮辱事案に対する警察の人的体制の整備については、国家公安委員会委員長から、「改正法の施行後、被害の届出状況等に応じ必要な人員を配置し、適切に事案対応を行うよう警察庁を指導していく」旨の答弁があった⁴³。

(3) その他

受刑者の処遇の充実や更生の支援と、侮辱罪の法定刑の引上げは、内容が全く異なるテーマで、法制審議会においても別々に諮問がなされ、別に設置された部会において検討されてきた。このように、本来別々の課題であるものを、今回、一本化して提出したことについては、充実した審議が望めず、問題があるとの指摘がなされた⁴⁴。これに対して、法務大臣は、「これらはいずれも、刑事法に関する現下の課題に対処するため刑法を改正するとい

³⁹ 第208回国会参議院法務委員会会議録第17号3頁(令4.6.10)

⁴⁰ 第208回国会参議院本会議録第24号5頁(令4.5.20)

⁴¹ 第208回国会参議院本会議録第24号8頁(令4.5.20)

⁴² 第208回国会参議院本会議録第24号8頁(令4.5.20)

⁴³ 第208回国会参議院本会議録第24号5頁(令4.5.20)

⁴⁴ 第208回国会参議院本会議録第24号2頁(令4.5.20)

う点で共通していることから、一つの法律案で改正するものである」旨答弁した⁴⁵。

5. おわりに

本改正においては、処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入として、拘禁刑の創設を始めとする様々な施策が取り入れられた。再犯防止の推進のためには、今回のような制度の見直しに加え、衆議院法務委員会の附帯決議⁴⁶及び参議院法務委員会の附帯決議⁴⁷にもあるように、実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化が必要であろう。また、罪を犯した者が矯正施設を出た後に孤立を深めないよう、社会内での受入れ体制を整えることも重要である。そのためには再犯防止の意義を国民が納得できるように分かりやすく説明することが必要である。

また、侮辱罪の法定刑の引上げ及び誹謗中傷への対処をめぐっては、侮辱罪の厳罰化よりも民事訴訟による解決の充実を望む声があるほか⁴⁸、インターネット上の誹謗中傷は、必ずしも侮辱罪で捕捉できるものではないとして、オンラインハラスメントに特化した規定を求める意見も見られるなど⁴⁹、様々な意見がある。

国会審議において、法定刑引上げに伴う侮辱罪に係る逮捕の恣意的な運用及び表現の自由に対する萎縮効果への懸念が多数示されたことを踏まえ、法務省は本改正後、同省ホームページに「侮辱罪の法定刑の引上げQ&A」と題する解説を掲載し⁵⁰、法務大臣は記者会見で、侮辱罪の法定刑の引上げに係る部分が施行されるに当たって、「全国の検察庁に対し、改正の趣旨や内容等を踏まえた適切な運用を求める通達を発出した」と述べた⁵¹。表現の自由、言論の自由を守りながら、インターネット上の誹謗中傷を防ぐための方策を引き続き社会全体で模索していくことが必要である。

(たかつと あきら、たかはし ようこ)

⁴⁵ 第208回国会参議院本会議録第24号3頁(令4.5.20)

⁴⁶ 衆議院ウェブサイト掲載の附帯決議<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmuB985C88EBDA1A7A54925884C003675A0.htm> 項目の8を参照。

⁴⁷ 参議院ウェブサイト掲載の附帯決議<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f065_061001.pdf> 項目の9を参照。

⁴⁸ 日本弁護士連合会「侮辱罪の法定刑の引上げに関する意見書」(令4.3.17)<<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220317.pdf>>、『東京新聞』(令4.5.14)

⁴⁹ 西貝吉晃「サイバーいじめと侮辱罪」『法律時報』93巻10号(令3.9)2～3頁、深町晋也「オンラインハラスメントの刑法的規律—侮辱罪の改正動向を踏まえて」『法学セミナー』No.803(令3.12)16頁

⁵⁰ 法務省「侮辱罪の法定刑の引上げQ&A」<https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12_00194.html>

⁵¹ 法務省「法務大臣閣議後記者会見の概要(令和4年7月5日)」<https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00317.html>